

日医発第 375 号（地域）
令和 5 年 5 月 1 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

外来機能報告における協議の場の進め方について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）宛に「外来機能報告における協議の場の進め方について（周知）」が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

外来機能報告の今般の報告後のスケジュール等については、「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（令和 5 年 3 月 8 日付け日医発第 2285 号（地域））にて、また、「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」（令和 5 年 4 月 6 日付け日医発第 80 号（地域））にて、協議の場において外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるためのものとして策定及び改正されたガイドラインを貴会宛にご送付申し上げます。

本件は、令和 5 年 5～7 月に開催とされている協議の場での協議をより効果的・効率的に進める観点から、外来機能報告における協議の場の進め方の詳細について周知を依頼するものです。具体的には、別紙の通り、紹介受診重点医療機関の基準を満たす医療機関における意向の有無、並びに基準を満たさない医療機関における意向の有無のそれぞれについて、協議の場の結論との相違の有無ごとに場合分けした協議フローが示されるとともに、相違ありの場合には再協議を行うこと等について示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会長等、協議の場に参加される関係者への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年5月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告における協議の場の進め方について（周知）

標記について、別添のとおり、各都道府県に対し周知しましたのでご承知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

別添

事務連絡
令和5年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告における協議の場の進め方について（周知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部が令和4年4月1日付けで施行され、毎年度、外来機能報告（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の2第1項及び同法第30条の18の3第1項の規定に基づいて行われる報告をいう。以下同じ。）を行うこととされています。

また、協議の場（医療法第30条の18の4第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における外来機能報告を踏まえた協議を円滑に進めるため、外来機能報告等に関するガイドライン（令和4年3月16日策定・令和5年3月31日改正）を策定しているところです。

先般、「都道府県における今後の外来機能報告制度の運用等について」（令和5年3月6日付け医政地発0306第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、協議の場の結果の公表についてお知らせしたところですが、協議をより効果的・効率的に進める観点から、外来機能報告における協議の場の進め方の詳細について下記のとおり、御連絡します。

については、内容を御了知の上、外来機能報告制度の運用に係る取組について、適切に御対応いただくようお願いいたします。なお、下記に示す進め方は、あくまでも参考であり、地域の実情に応じた対応が可能であることを申し添えます。

記

1 紹介受診重点外来に関する基準を満たす場合の進め方（別紙における①又は②）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がある場合には、再協議を行う。

その場合、外来機能報告等に関するガイドラインに基づいて、協議を行い、最終的に医療機関の意向と協議の場の結論が合致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表を行うこと。

なお、これらの再協議に至った事例については、協議プロセスの透明性の確保の観点から、紹介受診重点医療機関として公表する際、その協議内容についても公表することが考えられる。

また、紹介受診重点外来に関する基準を満たし、紹介受診重点医療機関における意向がない場合であって、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合には、紹介受診重点医療機関にならないものとする。

2 紹介受診重点外来に関する基準を満たさない場合の進め方（別紙における③）

紹介受診重点外来に関する基準、紹介受診重点医療機関における意向等を踏まえ、協議の場において、協議を行う。

その結果、紹介受診重点外来に関する基準を満たさず、紹介受診重点医療機関における意向がある場合には、外来機能報告等に関するガイドラインを踏まえ、協議の場において、紹介率・逆紹介率等を活用して議論を行うこと。

その際、医療機関の意向と協議の場の結論に相違がない場合であっても、当該医療機関が紹介受診重点外来に関する基準を満たしていないことに鑑み、当該医療機関が紹介受診重点医療機関となることによる構想区域全体の医療提供体制に及ぼす影響も協議するとともに、当該医療機関における紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について、当該医療機関に書面又は口頭で再度説明を求め、紹介受診重点医療機関として公表する際、その内容も公表することが考えられる。

3 その他、協議の場の進め方における留意事項

協議を繰り返す場合又は議論が整わない場合等で、結論を得ることができない場合には、都道府県が協議内容及び結果を公表すること。

【連絡先】

厚生労働省 医政局

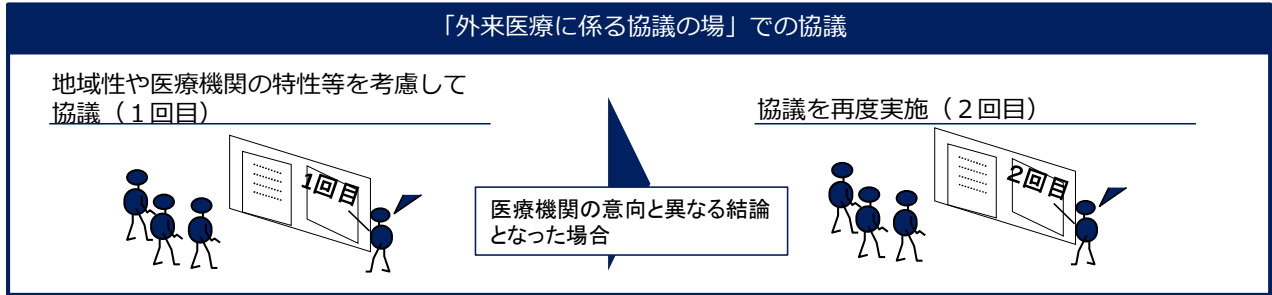
地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

E-mail: zaitaku@mhlw.go.jp

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	—

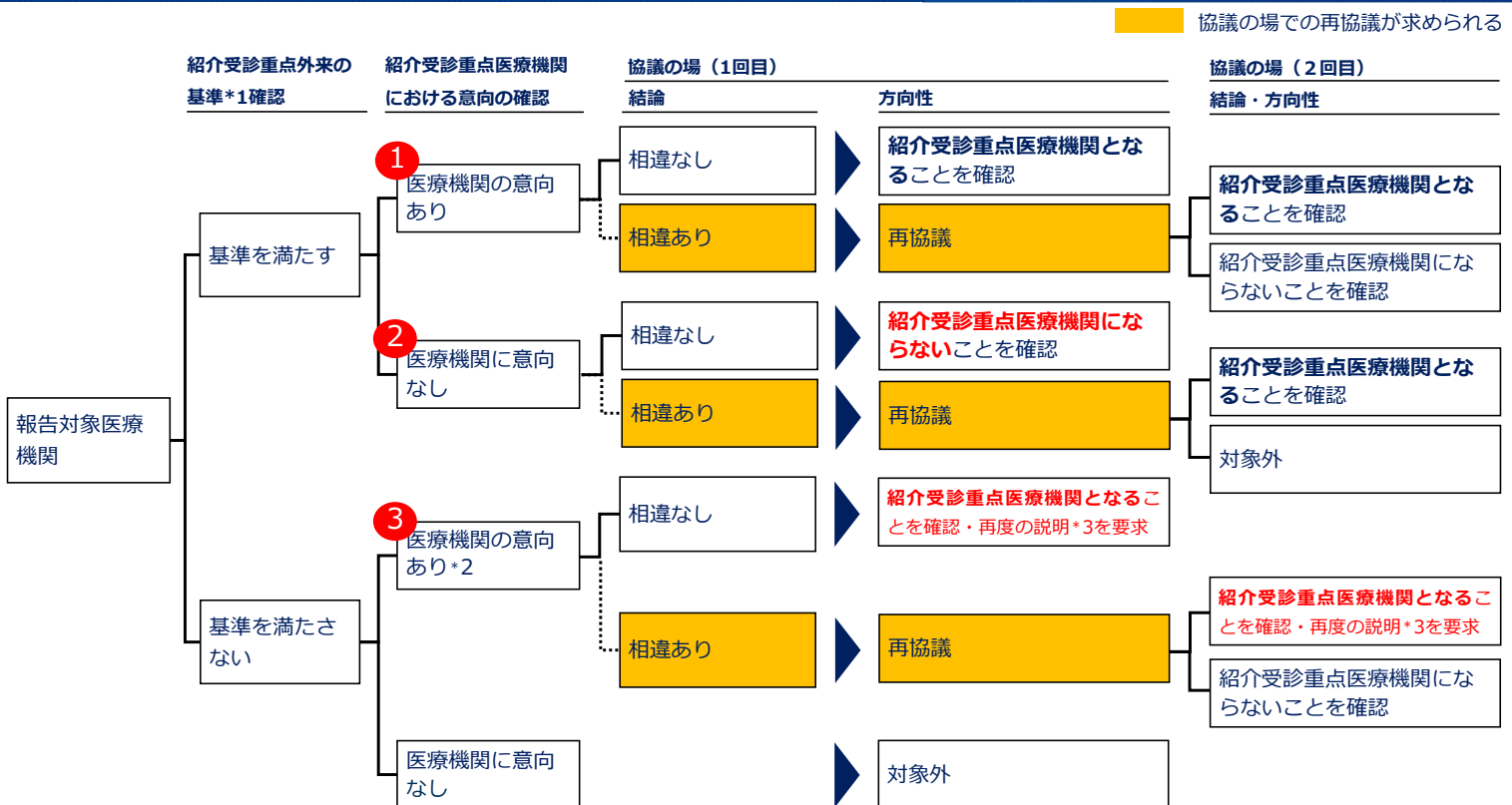


【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
 *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」